

## 令和3年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金交付要綱

### (通 則)

第1 令和3年度愛知県新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金（以下「補助金」という。）は、地方衛生研究所等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備するため、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2 この補助金は、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱3（5）に定められた「感染症検査機関等設備整備事業」（以下「補助事業」という。）を対象とし、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の交付申請等について」（令和3年4月1日厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき、愛知県が厚生労働省に協議し、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

#### 2 補助対象者

政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市をいう。）及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関

#### 3 補助対象期間

令和3年4月1日から知事が別に定める日まで

#### 4 補助対象設備

- (1) 次世代シーケンサー
- (2) リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む）
- (3) 等温遺伝子増幅装置
- (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置

### (交付額の算定方法)

第3 補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、補助基準額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

### (申請手続)

第4 規則第3条の規定により、申請書及び添付書類の様式は、第1号様式及び第2号様

式のとおりとする。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、別に定める日までとする。

(申請の取下げ)

第5 規則第7条に規定する申請の取下期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を起算した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、第3号様式による変更交付申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、補助目的を損なわない事業計画の軽微な変更(補助対象設備の品目及び数量の変更等は除く)については、この限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第7 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業の遅延の報告)

第8 補助事業者は、交付対象事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、交付対象事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載して、知事に提出しその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、第4号様式から第6号様式のとおりとし、知事に提出するものとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)日から起算して30日を経過した日又は別に定める日のいずれか早い期日までとし、知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払い又は前払金により交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第 11 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 7 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(取得財産の処分制限)

第 12 規則第 20 条のただし書きに規定する知事が定める期間は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令 225 号）」第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第 20 条第 1 項第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 30 万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第 13 補助事業者は、規則第 10 条第 1 項に定める関係書類、帳簿を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は政令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(契約の締結)

第 14 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱に準拠しなければならない。

(その他)

第 15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 6 月 14 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

## 別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>(1) 次世代シーケンサー及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(2) リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(3) 等温遺伝子増幅装置及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	<p>・ 備品購入費</p> <p>・ 使用料及び賃借料</p> <p>・ 補助及び交付金</p>	<p>10 / 10</p>